

小 特 審 発 第 3 号
平成 2 4 年 2 月 2 7 日

小金井市長 稲葉 孝彦 様

小金井市特別職報酬等審議会
会 長 藤 井 穂



特別職の退職手当の在り方について (答申)

平成 2 3 年 5 月 2 7 日付小総職発第 7 1 号により諮問を受けました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

1 経 過

本審議会は、小金井市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市長より諮問「特別職の退職手当の在り方について（平成23年5月27日付小総職発第71号）」を受けた。

諮問事項として提示された、小金井市特別職の給与に関する条例第5条の4に基づき支給される特別職の退職手当の在り方に関して、本審議会は、中立公正な立場に立って慎重に審議を重ね次の審議結果を得た。

2 論 点

(1) 退職手当制度の存続の可否について

本審議会では、最初に退職手当制度の存続の可否について話し合った。

審議結果としては、全会一致で退職手当の廃止は行わないこととなった。

(2) 退職手当の支給額（率）について

退職手当の支給額（率）については、適正と考えられる支給額（率）を具体的な数値及び根拠として示すことができないため、本審議の対象外とすることとなった。

(3) 業績評価の導入について

業績評価の導入については、具体的に何を持って業績を判断するか、その結果をどのように退職手当に反映していくかといった点が不明確であり、また、特に市長の業績については、選挙により審判がなされると考えられるため、導入は困難とする意見が出る一方、民間の状況も考慮し、将来的には業績評価の導入を視野に入れることも必要ではないかという意見が出された。

(4) 特別職（市長、副市長、教育長）への一律適用について

退職手当の支給額（率）の変更を特別職に一律に適用するか否かについては、特別職の報酬及び退職手当の額（率）の差は、職責に基づくものであると考えられ職責が同等ではない者に一律に適用することはいかなるものかとする意見と、特別職内で統一を図るべきとする意見が出された。

(5) 本人の意向の反映について

退職手当の支給に本人の意向を反映させることについては、支給額（率）を減額（率）することに限って、全会一致で確認された。

(6) 条例の制定形態について

退職手当の支給額（率）に変更を加える場合の条例の形態については、社会的政策的状況が支給額（率）に少なからず影響を与えることも想定されるため、制度の硬直化を防ぎ、柔軟性を持たせることが必要と考えられる。

このため、原則、条例本則の改正による対応ではなく、必要に応じて特例条例を制定し対応することが望ましいことが、全会一致で確認された。

(7) 支給時期について

退職手当を任期ごとに支給するか、継続任期の終了後に一括支給するか、という点については、支給時点における社会的財政的影響を考慮し、任期ごとの支給が望ましいということが確認された。

3 審議結果

前述2論点を踏まえて、本審議会は、諮問事項「特別職の退職手当の在り方について(平成23年5月27日付小総職発第71号)」に関して、下記のとおり答申する。

記

- 1 特別職の退職手当の在り方としては、これまでどおり退職手当の支給制度は存続させることとする。
- 2 退職手当の支給時期については、支給時期における社会的・財政的影響を考慮し、現行の任期ごとの支給が望ましい。
- 3 今回の当審議会への市長からの諮問内容から、退職手当の支給額(率)については、言及しない。
- 4 特別職の退職手当の支給額(率)については、本来的にはその職責の重さに基づき妥当と考えられる額(率)が規定されていると考えられる。しかし、これは、支給時の経済的状況及び政策的状況等を鑑み、退職手当を減額する場合の支給額(率)を変更することを妨げるものではないと解される。
このことから、その支給にあたっては、状況に応じた柔軟な対応がとれるよう特例条例による制定を図ったうえで、任期ごとに支給することが望ましく、その退職手当を減額する場合の支給額(率)の変更にあたっては、支給対象者の意向を尊重すべきとの結論に至った。

小特審発第1号
平成23年10月28日

小金井市長 佐藤和雄様

小金井市特別職報酬等審議会
会長 藤井穂



小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例（案）について（答申）

平成23年7月20日付小総職発第111号により諮問を受けました標記の件について、
別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

1 経 過

本審議会は、小金井市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市長より諮問「小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)(平成23年7月20日付小総職発第111号)」を受けた。

諮問事項については、市議会内に設置する特別委員会は、今後とも益々多様化、急速に変化する社会情勢等に的確に対応するため、その重要性は常任委員会にとどまらず高まっております。その責務に対し、実態に合わせて委員長の報酬を改定する必要があるとのことである。

以上を踏まえ、本審議会は中立公正な立場に立って慎重に審議を行い、次の審議結果を得た。

2 審議結果

職責を判断して、常任委員長と特別委員長の報酬月額を同じくすることについては理解できるが、常任委員長の報酬月額を減額して特別委員長にその減額分を充てることについては異議がある。できれば、常任委員長の報酬月額に合わせて考えた方がよい。

付帯意見

報酬は予算の範囲内で執行することが基本であり、職責の重さという理由から報酬月額を増加させる場合、他より高い基準に設定することが想定される。

また、これに伴い予算額を増額する必要性も生じることから、報酬月額を設定する際には、一律に報酬月額を高い基準に合わせるのではなく、個々状況を鑑みて判断することが求められる。